

**臨床福祉専門学校**  
**柔道整復学科 平成 26 年度 第一回教育課程編成委員会 議事録**

日時：平成 26 年 9 月 4 日（水） 17：00～18：00

場所：臨床福祉専門学校 202 教室

出席委員及び所属

岡部 洋興（鶴川接骨院院長）  
豊島 公（東京都柔道整復師会北多摩支部参与）  
藤巻 有久（石川島記念病院整形外科医）  
中嶋 嘉和（臨床福祉専門学校 柔道整復学科長）  
萬崎 保志（臨床福祉専門学校 事務次長）  
樋口 豊朗（臨床福祉専門学校 教務主任）

1 中嶋学科長挨拶

「職業実践専門課程」の認可へ向けて、授業科目の開設、教育課程の編成を行うにあたり、委員の中立的な意見の必要性を説明。

2 職業実践専門課程について（事務局）

・「職業実践専門課程」の認可を目指す目的を説明

→この課程として認可されることは、将来的には職業教育を行う専修学校として将来的には必須と思われる。現時点では認可課程としてのメリットが見えにくい面もあるが、学園及び学校として取り組んでいく意向である。すでに、S T及びP Tの各学科は昨年認可を得ており、柔道整復学科は開設年度の関係で一年遅れることになった。

・「職業実践専門課程」認可に向けての認定基準に対する説明

→いくつかの認定条件があるが、何よりもキーとなるのは「企業等」と表現されている外部との連携である。特に柔道整復学科は、臨床実習が附属施設でのものであるため、外部との連携に基づく演習・実習の実施について煮詰める必要がある。

・認可申請時期の説明

→本年度の申請の為には、すでに25年度から各種委員会の稼働や意見の反映などが必要となる。しかし、その条件が整わないため、本学科の職業実践専門課程の認可申請は、平成27年度とすることで学内調整中である。したがって、それを踏まえて今年度に委員会を立ち上げることをご理解頂きたい。

3 本委員会の編成趣旨、今後の運営について（事務局）

本委員会は、外部委員から意見を頂く「諮問機関」の位置づけ。ここで頂いた意見を基に学科運営の方針を決め、最終的に学内の最高意思決定の場である拡大学科長会議に上程する。

委員会は最低2回の実施が必要であるが、必要であれば回数を増やす事も検討する。

#### 4 「企業等との連携」の在り方について（意見交換）

- ・組織的な連携体制を築く為の、「企業等」の意味について
  - 「柔道整復師」の養成にかかる外部団体として捉える。今回に関しては、接骨院・柔道整復に関係する業界団体・企業などが含まれるだろう。
  
- ・具体的な連携について
  - 江東区で開かれるスポーツ大会などにおいて、救護活動に参加させてもらうのはどうか。治療そのものは出来ないが、講習を事前に受講すれば「セーフティーアシスタント（旧称：メディカルサポーター）」の資格が得られるので、それによって補助的な行為は可能となる。班分けして均等に参加させ、現地の責任者に何らかの評価を頂ければ単位認定も必要なのではないか。
  - 企業等と学生が結びつきの学術大会における発表なども考えられる。
  
- ・連携にあたっては「協定書」が必要とのことであるが、どのレベルのものが必要か？
  - 相手方が、本校の学生を受け入れるということが確認できるものであれば、書式・体裁に厳密な定めはない。事実、言語聴覚や理学療法の場合は、普段施設との間で交わしている「実習承諾書」でこれに代えている。
  - もし、先述の区のイベント等の場合は、実行委員会の組織レベルで受け入れ承認が書面で確認できれば、例えば区長の承認までということは想定しなくて良いかもしれない（この点はケースバイケースで、文科省の確認が必要との見解に落ち着いた）。
  
- ・外部との連携に基づく演習・実習において、相手方の選考上条件はないのか？
  - 規定上、「～時間以上」というような明確なものはない。
  - 規定上、相手方の設置主体や規模等についても特に明確な決まりはない。

#### 5 次回開催

- ・事務局で日程調整の上、委員にご連絡。